

令和6年6月21日

国立大学法人兵庫教育大学
学 長 加治佐 哲也 殿

監 事 北 神 正 行

監 事 谷 澤 実佐子

監査報告書の提出について

私ども監事は、国立大学法人法第11条第6項及び国立大学法人法施行規則第1条の2第5項並びに国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、別紙のとおり監査報告書を提出いたします。

以 上

監 査 報 告 書

国立大学法人法第11条第6項及び国立大学法人法施行規則第1条の2第5項並びに国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、国立大学法人兵庫教育大学（以下「法人」という。）の第20期事業年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）の業務について監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

私ども監事は、監査計画に基づき、学長、理事、内部監査部門、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査しました。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が国立大学法人法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行いました。

2. 監査の結果

（1） 業務の実施状況及び中期目標の実施状況

法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。

（2） 内部統制システムの整備及び運用に関する状況

法人の内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する法人の長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められませんでした。

（3） 役員の不正行為及び法令等に違反する事実の有無

法人の役員の職務の遂行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められませんでした。

(4) 事業報告書

事業報告書は、法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。

(5) 財務諸表等

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和6年6月21日

国立大学法人兵庫教育大学

学 長 加治佐 哲也 殿

国立大学法人兵庫教育大学

監 事

(北神 正行)

監 事

(谷澤 実佐子)